

学校旅行総合保険

国内旅行用



修学旅行・臨海学校等の旅行や宿泊をともなう行事に関わる補償対策として、
また学校自身の費用負担・損害賠償責任に対する備えとして、
学校旅行総合保険へのご加入をおすすめします!

この保険の特長

学校旅行総合保険は、次の2つの補償により構成された商品です。

1. 旅行参加者条項

旅行参加者のケガの補償や法律上の損害賠償責任をカバーします。

国内旅行中^(※)の思いがけない事故による旅行参加者のケガや損害を補償します。

○死亡保険金 ○後遺障害保険金 ○入院特別保険金 ○個人賠償責任保険金 ○救援者費用保険金

(※)「旅行中」とは、保険期間中で、かつ、旅行参加者が旅行の目的をもって住居を出発してから帰宅するまでの間をいいます。(以下同様とします。)

2. 学校条項

学校が支出するさまざまな費用や学校の賠償責任もカバーします。

国内旅行中、事故が発生した場合の捜索救助費用や教職員を派遣した費用等、学校側が支出したさまざまな費用を補償します。

○学校緊急対応費用保険金 ○賠償責任保険金 ○弔慰費用保険金

補償内容

1. 旅行参加者条項

<ケガの補償>

国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや食中毒を補償します(死亡保険金・後遺障害保険金・入院特別保険金)。



バスの転落事故で死傷した。



修学旅行先での細菌性食中毒で多数の生徒が入院した。



林間学校でハイキング中に谷底に転落して死亡した。

「急激」とは

突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは

ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

<個人賠償責任>

国内旅行中に生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって旅行参加者(または親権者等)が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。



土産物店の商品を誤ってこわした。



振り回していた傘が他の生徒にあたり、失明させてしまった。



旅館のふすまを誤って破った。

補償内容

< 救援者費用 >

国内旅行中の事故により、親権者等が支出した費用を補償します。

(お支払い事例)

- 飛行機事故で生徒が行方不明になった場合
⇒ 搜索救助費・駆けつけた保護者の交通費や宿泊費 など
- 修学旅行先で、生徒が病気やケガで入院、旅行を中止した場合
⇒ 迎えに行った保護者の交通費や宿泊費 など

2. 学校条項

< 学校緊急対応費用 >

国内旅行中の事故により、学校が支出した費用を補償します。

(お支払い事例)

- 修学旅行先で土砂くずれが起き、生徒10名が死亡・行方不明になった場合
 - ・ 現地の民間の救助隊に搜索・救助を依頼した。 ⇒ 搜索救助費用
 - ・ 緊急対策のために教職員2名が飛行機で急行した。 ⇒ 教職員・親族等派遣費用
 - ・ 現地のホテルの一室を借りて遺族と対応した。 ⇒ 対応施設借上費用
 - ・ 遺体を被災者の住居まで搬送した。 ⇒ 移送費用 など

< 賠償責任 >

国内旅行中に、旅行の実施に起因して生じた偶然な事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、学校が第三者に対して法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を補償します。

< 弔慰費用 >

旅行参加者が国内旅行中に被ったケガや病気で亡くなられた場合等に、遺族に対して学校が支払った弔慰金を補償します。

【補償を受けられる方(被保険者)】

補償条項		被保険者
旅行参加者条項	傷害死亡、後遺障害 入院特別、救援者費用	旅行参加者(※) (※)旅行に参加する園児、児童、生徒ならびに引率の教職員(教師資格を有する養護教諭を含みます。)および付添いの親族をいいます。
	個人賠償責任	旅行参加者(※)またはその参加者が未成年者または責任無能力者の場合は親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりずります。)
学校条項		学校の設置者(学校長または理事長等)

【対象となる学校】

- 学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学、専修学校および各種学校
- 児童福祉法に定める保育所
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園

【対象となる旅行】

学年単位またはそれ以上の単位で実施される学校行事となる旅行で、教職員の監督が十分なされているもの

- 修学旅行、遠足等の旅行的行事
- 各教科(理科、社会、保健体育等)において実施される自然観察、スキー・スケート教室等
- 林間学校、臨海学校等の任意で参加する行事

【対象とならない旅行】

- クラブ活動における合宿、遠征
- 学級単位でおこなわれるキャンプ・ピクニック
- 水産学科の海洋実習、工業学科の工場実習等
- PTA活動の一環として行われるもの



ご契約タイプ一覧

旅行参加者条項

保険金額

ご契約タイプ		L	M	
傷害	死亡	2,000万円	1,000万円	
	後遺障害(※)	120万円～3,000万円	60万円～1,500万円	
	入院特別	入院期間6か月以上	10万円	
		入院期間3か月以上6か月未満	5万円	
入院期間1週間以上3か月未満		3万円		
入院期間1週間未満		1万円		
個人賠償責任(免責金額なし)		5,000万円	5,000万円	
救援者費用等		50万円	30万円	

参加者1名あたり保険料

ご旅行期間	日帰り	345円	200円
	1泊2日	372円	216円
	2泊3日	399円	231円
	3泊4日	428円	248円
	4泊5日	456円	264円
	5泊6日	483円	279円
	6泊7日	511円	295円
	7泊8日	538円	310円
	8泊9日	566円	327円
	9泊10日	594円	342円

(※)後遺障害保険金額は追加支払額との合計額を表示しています(後述の「学校旅行総合保険の概要」を参照してください。)

(注)上記以外の保険金額をご希望の場合や10泊以上の旅行の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

学校条項

保険金額

ご契約タイプ	W	X	Y
学校緊急対応費用 (支払の対象となる参加者1名につき)	100万円	50万円	30万円
学校賠償責任 (免責金額 1事故につき1万円)	身体 1名 財物 1事故	5,000万円	1事故 10億円
弔慰費用(1名につき)	50万円	30万円	20万円

参加者1名あたり保険料

ご旅行期間	日帰り	91円	53円	36円
	1泊2日	97円	56円	39円
	2泊3日	103円	58円	40円
	3泊4日	108円	62円	44円
	4泊5日	114円	66円	46円
	5泊6日	120円	68円	47円
	6泊7日	125円	72円	50円
	7泊8日	132円	75円	52円
	8泊9日	138円	79円	55円
	9泊10日	142円	82円	57円

(注)上記以外の保険金額をご希望の場合や10泊以上の旅行の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

「旅行参加者条項」または「学校条項」のうち、いずれかを選択し、ご契約いただくこともできます。

また、「旅行参加者条項」では個人賠償責任を、「学校条項」では賠償責任・弔慰費用をそれぞれ補償の対象外とすることもできます。

(ご注意)

次のような場合は割増保険料が必要となりますので、お申し出ください。あらかじめ所定の保険料をお支払いになっていない場合、保険金が減額されたり、保険金をお受け取りになれないことがあります。

旅行先で危険なスポーツ(たとえば、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山(ロッククライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗、スカイダイビング等)をされる場合

学校旅行総合保険の概要

◆学校旅行総合保険は、学校旅行総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

◆責任期間中とは、次の期間をいいます。

①旅行参加者条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、被保険者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中

②学校条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、旅行参加者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中

		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡保険金	国内旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ ^(※1) をされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	(1)故意または重大な過失 (2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (3)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
	後遺障害保険金	国内旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ ^(※1) をされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 ●後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過してその方が生存している場合は、お支払いした後遺障害保険金の額の50%に相当する額をさらに追加してお支払いします(後遺障害保険金の追加支払)。	(4)脳疾患、疾病または心神喪失 (5)地震、噴火またはこれらによる津波 (6)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの (7)頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの
	入院特別保険金	国内旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ ^(※1) をされ、入院された場合	入院期間に対し、以下の区分に応じて保険金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> 入院期間6か月以上の場合・・・10万円 3か月以上6か月未満の場合・・・5万円 1週間以上3か月未満の場合・・・3万円 1週間未満の場合・・・1万円 	(8)妊娠、出産、早産または流産 など
(注)すでに存在していたケガや後遺障害・病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。				
旅行参加者条項による補償	個人賠償責任	国内旅行の責任期間中に生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、旅行用品の賃貸業者から借り入れた旅行用品に与えた損害等を含みます。)を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が未成年者または責任無能力者の場合で、その未成年者または責任無能力者の行為により親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金を支払います。 (注1)被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。 (注2)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。 ◆学校条項の賠償責任も上記と同様です。	損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、個人賠償責任保険金額を限度とします。 ●賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。	(1)故意 (2)航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (3)被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 (4)被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (5)地震、噴火またはこれらによる津波 (6)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの (7)被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ^(※) (※)次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 ・宿泊施設の客室(客室内の動産を含みます。)に与えた損害 ・賃貸業者から借り入れた旅行用品 など
	救援者費用等	国内旅行の責任期間中に、被保険者が以下の①から③のいずれかに該当した場合 ①急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によってケガ ^(※1) をして、責任期間中に死亡した場合または責任期間中に医師の治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合	ご契約者、被保険者またはその被保険者の法定相続人が負担した以下の①から⑥等の費用を、救援者費用保険金としてその費用の負担者にお支払いします。 ①被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用 ②救援者の現地(事故発生地または被保険者の収容地をいいます。)までの航空機等の1往復分の交通費(被保険者1名につき救援者2名分を限度とします。) ③現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(被保険者1名につき救援者2名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)	(1)故意または重大な過失 (2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (3)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの (4)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 (5)地震、噴火またはこれらによる津波 (6)妊娠、出産、早産または流産 (7)歯科疾病

学校旅行総合保険の概要

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行参加者条項	<p>③疾病を直接の原因として責任期間中に死亡した場合、または責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間中に医師の治療を受け、かつその後予定していた旅行がまったく不可能となった場合</p>	<p>④死亡したまたは治療を継続中の被保険者を現地からその被保険者の住居へ輸送・移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃は差し引いてお支払いします。</p> <p>⑤予定されていた交通機関を使用することができなくなった被保険者が、自宅へ帰宅されるために追加して負担された運賃</p> <p>⑥諸雑費(救援者が現地で支出した交通費、電話料等通信費等。被保険者1名につき3万円を限度とします。)</p>	<p>(8)頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの</p> <p style="text-align: right;">など</p>
学校緊急対応費用	<p>国内旅行の責任期間中に旅行参加者が以下の①から③のいずれかに該当した場合</p> <p>①急激かつ偶然な外来の事故によって旅行参加者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故によってケガ^(※1)をして、責任期間中に死亡した場合または責任期間中に医師の治療を受け、かつその後予定していた旅行がまったく不可能となった場合</p> <p>③疾病を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間中に医師の治療を受け、かつその後予定していた旅行がまったく不可能となった場合</p>	<p>被保険者が負担した以下の①から⑥等の費用をお支払いします。</p> <p>①被災者^(※3)を捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>②教職員、被災者の親族等を現地(事故発生地、その被災者の収容地または対応施設の所在地をいいます。)に派遣した場合の現地までの航空機等の往復の交通費、現地および現地までの行程における宿泊施設の客室料等</p> <p>③被災者の法定相続人等と対応した施設の借上費用</p> <p>④死亡したまたは治療を継続中の被保険者を現地からその被保険者の住居へ輸送・移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃は差し引いてお支払いします。</p> <p>⑤葬儀費用</p> <p>⑥諸雑費(教職員、被災者の親族等が現地で支出した交通費、電話料等通信費等。ただし、被災者1名につき3万円を限度とします。)</p>	<p>(1)故意または重大な過失</p> <p>(2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>(3)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>(4)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>(5)地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>(6)妊娠、出産、早産または流産</p> <p>(7)歯科疾病</p> <p>(8)頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの</p> <p style="text-align: right;">など</p>
学校条項による補償	<p>国内旅行の実施に起因して責任期間中に生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合</p>	<p>損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額の設定がある場合は免責金額を控除した額をお支払いします。)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>●賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p>	<p>(1)故意</p> <p>(2)航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>(3)地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>(4)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p style="text-align: right;">など</p>
学校条項による補償	<p>旅行参加者が以下の①から④のいずれかに該当した場合</p> <p>①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ^(※1)が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>②責任期間中に疾病により死亡した場合</p> <p>③責任期間中に発病した疾病、または責任期間中に原因が発生し責任期間終了後48時間以内に発病した疾病により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も継続して医師の治療を受けていた場合にかぎります。)</p> <p>④責任期間中に感染した特定の感染症^(※4)により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p>	<p>被保険者が被災者^(※3)の法定相続人に支払った弔慰金を弔慰費用保険金としてお支払いします。ただし、被災者1名について弔慰費用の保険金額を限度とします。</p>	<p>(1)故意または重大な過失</p> <p>(2)被災者^(※3)の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>(3)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>(4)地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>(5)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>(6)妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気による死亡</p> <p>(7)歯科疾病</p> <p style="text-align: right;">など</p>

(※1)「ケガ」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(※3)「被災者」とは、保険金をお支払いする場合のいずれかに該当した旅行参加者をいいます。

(※4)「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢等をいいます。

用語のご説明

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
救援者	被保険者の捜索(捜索、救助または移送をいいます。)、看護または事故処理を行うために現地へ赴くその被保険者の法定相続人(その代理人を含みます。ただし、教職員等学校の関係者を除きます。)をいいます。
国内旅行	旅行の目的地が日本国内のみのものをいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
特定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、麻疹チフス、ラッサ熱、マラリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢等をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
発病	被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行	学校の教育活動の一環として実施される修学旅行、遠足、林間学校および臨海学校等の旅行のうち保険証券に記載されたものをいいます。

ご契約時における注意事項

申込書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)

- 申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>
この保険における告知事項は、「★他の保険契約等^(※)の加入状況」です。
(※)「他の保険契約等」とは、学校旅行総合保険、国内旅行傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 口頭でお話しし、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

保険料について

- 保険料をお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- 保険料を領収する前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

補償重複について

補償内容が同様のご契約^(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください。
(※)学校旅行総合保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

<補償重複となる可能性がある主な補償・特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
学校旅行総合保険の個人賠償責任補償条項	国内旅行保険の賠償責任補償特約

死亡保険金受取人について

死亡保険金をお支払いする場合は被保険者の法定相続人にお支払いします。

ご契約後における注意事項

保険証券

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月経過後も保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

契約締結後における留意事項

- (1)住所または通知先を変更された場合
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- (2)上記以外のご契約内容の変更を希望される場合
ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について

被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

その他の注意事項

保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に從い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

商品に関するお問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

カスタマーセンター 0120-888-089 <公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

<受付時間> 平日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業) ◆おかけ間違いにご注意ください。

万一、事故にあわれたら

- ・事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ・被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。(注)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- ・被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ・ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

事故サポートセンター 0120-727-110 <受付時間>24時間365日対応
◆おかけ間違いにご注意ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808

<通話料有料>

◆おかけ間違いにご注意ください。

<受付時間>平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

★このパンフレットは「学校旅行総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約集」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

★取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

ライフクラフト株式会社

〒132-0011

東京都江戸川区瑞江2-6-1 パールスカイビル7F

TEL：03-5879-8839 / FAX：03-5879-8188

ホームページ： <https://lifecraft.co.jp>